

広島県選挙管理委員会告示第九号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設に、次のとおり変更があった旨、広島市選挙管理委員会、三原市選挙管理委員会、庄原市選挙管理委員会、東広島市選挙管理委員会から報告があった。

平成二十三年三月七日

広島県選挙管理委員会委員長 橋本宗利

名称	指 定 施 設	所在地	変更	
			事項	変更後
段原南集会所	広島市南区霞一丁目五番六号	所在地	名称	段原山崎集会所
幸崎コミュニティセンター	三原市幸崎能地二八八三番地	所在地	所在地	三原市幸崎能地三丁目八番一三号
大胡会館	庄原市西本町一丁目一番二八号	名称	名称	庄原市大胡会館
福富市民体育館	東広島市福富町下竹仁二一三一番地六	所在地	所在地	東広島市福富町下竹仁二一三一番地五
グリーンコミュニティホーム	東広島市河内町入野三五八番地七	所在地	所在地	東広島市入野中山台二丁目二八番一〇号
中之村集会所	東広島市安芸津町三津四七〇七番地	所在地	所在地	東広島市安芸津町三津四八〇五番地七
風早南区集会所	東広島市安芸津町風早三三〇八番地	所在地	所在地	東広島市安芸津町風早三一八三番地三